

部長及び参事官

殿

所 属 長

警務発第250号

令和8年3月5日

5年保存（口訓）

本 部 長

警察官の再採用に関する要綱の制定について（通達乙）

近年の採用情勢は、全国的に進む少子化に併せ、本県における就職適齢期の学生等の減少が顕著であるほか、就職や進学を機に県外へ転出する若者や複数企業の併願に伴う辞退率の増加等の影響により、受験者の獲得が極めて厳しい状況となっている。

このような情勢の中、警察官として一定の勤務経験を有する者で、職務を遂行するための実務的な能力及び適性を有していたにもかかわらず、定年に達する前に退職した者や当県での勤務を希望する者を再採用することは、即戦力として現場執行力の確保につながり、県警察の優秀な人材確保に資するものである。

よってこの度、警察官として一定の勤務経験を有する者を再採用するため、別添のとおり「警察官の再採用に関する要綱」を定め、令和8年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用を図り、優秀な人材獲得に一層努められたい。

別添

警察官の再採用に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、現職・退職の別に限らず、高知県警察を含むいずれかの都道府県警察官として採用時教養を修了している者について、警察官の任用に関する規則（昭和31年人事委員会規則第14号）第8条の規定に基づき、選考により再び当県警察官に採用する制度（以下「再採用制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 採用対象者

再採用制度による採用は、次の要件を満たす者を対象とし、受験時における受験者の警察官としての雇用状態（現職・退職済みの別）や退職理由、離職期間、階級等は受験資格に影響しないものとする。

- 1 警察官としての職務を遂行するための実務的な能力及び適性を有していること。
- 2 高知県警察を含むいずれかの都道府県警察官として採用時教養（警察官A 15か月、警察官B 21か月）を修了していること。
- 3 再採用制度により採用しようとする日において、年齢が59歳以下であること。

第3 候補者の選考等

1 考査の実施

本部長は、再採用制度による採用を行うときは、選考考査により行うものとし、選考考査を受けた者に対し、その結果を通知するものとする。

2 選考考査項目

選考考査は、書類審査、口述考査、身体精密検査により行うものとする。

3 厳格な判定

選考考査は、選考される者が任用しようとする職に必要な職務遂行能力及び適性を有するか否かについて、その者の有する知識、技能等に基づき、過去の在職期間、離職期間、退職後の経歴等を総合的に勘案し、厳格に判定するものとする。

第4 再採用後の処遇

1 階級

再採用制度により採用された警察官（以下「再採用警察官」という。）の階級は、原則、その者が再採用前に任用されていた職と同一階級とする。

ただし、警察官を退職後、一定の離職期間を有する再採用警察官については、退職時の階級、経歴、離職期間等を考慮した上で、退職時の階級と同等

以下の範囲（同一階級を含む。）で決定するものとする。

2 初任給

再採用警察官の初任給は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年人事委員会規則第7号）等に基づき、再採用時の階級、過去に職に就いていた期間（警察官としての職を含む。）等により、個別に決定するものとする。

3 人事配置等

人事配置、昇任制度等において、再採用警察官はその他の警察官と異なる取扱いをしないものとする。

再採用警察官の昇任試験受験資格については、再採用前に在職していた都道府県警察における在級年数を換算できるものとする。

警察官を退職後、一定の離職期間を有する再採用警察官についても、退職前の在級年数を換算できるものとする。

第5 再採用時教養

1 県本部等における教養

再採用警察官のうち、警察官を退職後、一定の離職期間を有する者に対しては、担当業務の基本的知識等を修得させるため、再採用後できるだけ速やかに、県本部又は所属において、職務倫理、基本実務、捜査実務等の基本的な知識・技能等に関する教養及び担当業務を遂行する上で必要な具体的任務要領等の実務に関する教養を実施するものとする。

また、再採用警察官の不安を払拭し、かつ、担当業務の円滑な遂行を図るため、直属の上司等による指導を行う等日常の業務を通じた職場教養を実施するものとする。

2 警察学校における教養

再採用警察官に対しては、警察学校における部門別任用科、専科等の教養を積極的に受講させるとともに、本人の勤務状況を勘案し、再採用時の階級、過去の在職期間、離職期間等に応じた教養を実施するものとする。